

令和8年度

中野区商店街チャレンジ戦略支援事業

補助金マニュアル

ナカペイを活用した イベント事業編



中 野 区

令和8年5月改訂

この冊子は、別マニュアル「イベント事業編」の別冊です。

「中野区デジタル地域通貨（ナカペイ）を活用したイベント事業」を実施する場合の注意事項等について補足しています。ナカペイを活用したイベント事業実施に際しての参考としていただき、適正な処理をお願いします。

目 次

I	中野区デジタル地域通貨（ナカペイ）の取扱い	
1	中野区デジタル地域通貨（ナカペイ）とは	1 p
2	区内商店街イベントの景品等について	1 p
3	景品等とは？（商店街イベントにて、ナカペイの活用が可能な経費）	1 p
4	景品等とする、ナカペイポイントの種類・配布方法	1～4 p
5	景品等とする、ナカペイポイントの購入単位（1商店街・1イベント・1景品等につき）	5 p
6	景品等とする、ナカペイポイントの購入（発注）方法	5～9 p
7	景品等とする、ナカペイポイントの購入（発注）後に、商店街が行うこと	9、10 p
8	景品等とする、ナカペイポイントの精算（支払い）方法	10 p
9	補助事業上の取扱いについて（商店街チャレンジ戦略支援事業）	11、12 p
10	ナカペイポイントの使用可能店舗	13 p
11	その他	13 p
II	質疑応答集	14 p
III	記入例・作成例集	15 p
1	申請書類（1-②別紙、1-③事業費経費別明細）	16～18 p
2	実績報告書類（3-②別紙2、3-③事業費経費別明細）	19～21 p

I 中野区デジタル地域通貨（愛称：ナカペイ）の取扱い

1 中野区デジタル地域通貨（ナカペイ）とは

中野区が運営する専用アプリを使った、**キャッシュレス決済サービス**です（中野区内の加盟店で1ポイント=1円として利用可）。
中野区内の消費活動・経済循環を活性化させるため、令和6年11月に運用を開始しました。



2 区内商店街イベントの**景品等**について

これまで「中野区内共通商品券(なかのハート商品券)」や、商店街イベント用に商店街独自で制作する「商店街商品券」が多く使われてきました。
しかし、「近年の商店・消費者のキャッシュレス化推進の動き」や「ナカペイ事業の運用状況」を踏まえ、区は、**商店街イベントにおける、ナカペイの活用促進を図っていくこと**としました。ナカペイを絡ませることにより、**商店街の更なる活性化（主に参加者の集客向上）**を図ることができると考えたためです。

3 **景品等**とは？（商店街イベントにて、ナカペイ活用が可能な経費）

- ① 景品購入費 ② 行事協力者謝礼

4 **景品等**とする、 ナカペイポイントの**種類・配布方法**

景品当選者もしくは謝礼受者に対し、
以下**(1)～(3)**の方法により、
景品等のナカペイポイントの配布が可能です。

「カード裏」のデザインは、**商店街が
決めます。**
商店街やイベントのアピールなどを、
記載することも可能です。
特に希望がなければ、参考例のような
デザインになります(=**区おまかせ**)。

(1) **QRコード付カード**

『QRコード(2次元バーコード)』
が、**カード表**に印刷された
カードです。

▼**カード表**（参考例）



▼**カード裏**（参考例）



9.1cm

5.5cm

★ 景品等とするナカペイポイントを受け取る方法（景品当選者もしくは謝礼受者）

《 アプリ操作方法 》 ※アプリ表示は、令和 8 年 4 月より変更。



(2) ギフトコード

『18桁の数字』がギフトコードです。

《 イメージ 》

管理番号	ギフトコード	QR
202824	47-2665-4736-6879-8322	{"code":"47-2665-4736-6879-8322"}
202825	12-2239-8533-1567-9819	{"code":"12-2239-8533-1567-9819"}
202830	11-9646-3214-9350-9435	{"code":"11-9646-3214-9350-9435"}
}	}	}

★ 景品等とするナカペイポイントを受け取る方法（景品当選者もしくは謝礼受者）

《 アプリ操作方法 》



(3) スタンプラリー (アプリ上で自動付与)

ナカペイアプリ上で行う、スタンプラリー機能です。

商店街が設定した条件をクリア (例えば、コースとして定めた複数スポットを全て周遊し、スタンプを全て集めるとクリア! など) した参加者に対して、ナカペイアプリ上で、ナカペイポイントを自動付与します。

商店街が実施のための必要事項『例：(A)コース名、(B)イベントの説明文、(C)各スポットの場所、(D)チェックイン(条件達成)方法、(E)スポットの説明文、(F)クイズ設定の有無(有の場合はそのクイズ内容)、等』を決定し、ナカペイ事務局が、ナカペイシステムにその内容を登録することで、実施可能になります。

※ただし、システムの都合上、1年間に実施可能な商店街数やイベント開催時期に制約があります。

《 イメージ 》



アプリ画面に表示する、マップ上のピン(📍)をクリックすると、各スポットの情報を読んだり(E)、各スポットに対してクイズが出せるような設定をすることが可能です(F)。

⑧

⑨

⑩

⑪



⑫

⑬



5 景品等とする、ナカペイポイントの購入単位（1商店街・1イベント・1景品等につき）

最低 500 ポイント～最大 50,000 ポイント分を、景品等ごとに 500 ポイント単位で、最低 1 名(団体)分～購入できます。

※ 景品等とするナカペイポイントの額は、少なければ少ないほど「景品当選者や謝礼受者がそのポイントを受け取り、利用する確率」が、低くなる可能性があります。

景品等とするナカペイポイントの額は、これを踏まえてご設定ください。

※ 補助事業（中野区商店街チャレンジ戦略支援事業）において、補助対象・対象外の基準は、従前のイベント事業の規程と同じです。

→ 「景品総額 90 万円を超える場合」、「1 人あたりの景品単価が 1 万円を超える場合」、その超えた分の額は 補助対象外 となります。

6 景品等とする、ナカペイポイントの購入(発注)方法

(1) 区へ事前連絡

電話でもメールでも構いません（連絡先は、当マニュアル最終頁(商店街支援係)を参照）。

各イベント開始日の 1 か月以上前（スタンプラリーを希望する場合は、3 か月以上前）までに、ご連絡をお願いします。

※商店街が発注してから、ナカペイ事務局が準備を整えるまでに最低 2、3 週間かかるため、余裕をもって申請してください。

※スタンプラリーは 1 年間に実施できる商店街数や開催時期が限られています。

上記の期限に限らず、商店街内で話が出た時点でお早めにご相談ください。

(2) 区へ申請書「商店街イベント用ナカペイポイント申請書（6 頁～8 頁）」の提出

上記(1)で事前連絡を受けた後、区より、申請書の様式をメール等により送付しますので、必要事項を記載の上、区までご返送ください。

※申請書は、景品等とするナカペイポイントの配布方法（1 頁中、4 参照）により、様式が若干異なります。

令和8年度 商店街イベント用ナカパイポイント申請書 (ポイントの配布方法：QRコード付カード)

1 申請概要

- ① 商店街名：
 ② イベント名：
 ③ 実施期間： 令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
 ④ 連絡担当者：
 ⑤ 住所：
 ⑥ 電話番号：
 ⑦ メールアドレス：

③の実施期間は補助金申請の期間(別紙2)に合わせるのではなく、実際のイベントの実施期間を記載すること。
 ④連絡担当者は、商店街の代表者でなくても構いません(イベント担当者など)。
 ⑤~⑦は、④の連絡担当者の情報を記載すること。
 ⑤の住所は、ナカパイ事務局からの書類(請求書等)が受け取れる住所を記載すること。

2 景品とするナカパイポイントの内容

No	項目 ※QRコード付カード	決定事項
1	商店街、受取希望期限	令和 年 月 日 () ※QRコード付カードの受取希望期限を記載してください。
2	読取期限	令和 年 月 日 () ※景品当選・謝礼受者が景品等ポイントを 読み取れる 期限です。景品・謝礼ポイントを配布してから、1か月以内の日付で設定してください。
3	使用期限	() 第1四半期 令和 年6月末 () 第2四半期 令和 年9月末 () 第3四半期 令和 年12月末 () 第4四半期 令和 年3月末 ※景品当選・謝礼受者が景品等ポイントを 使用できる 期限です。「景品・謝礼ポイントを配布」後、「6月末、9月末、12月末、3月末(四半期毎の最終月末)」のいずれかから選択してください。 ※ただし、景品・謝礼ポイントの配布日から起算して、最長1年以内の範囲内であること。
4	発注セット数 ※景品等ポイントの発注セット数を記載してください。必要に応じて行追加してください。	① pt × セット (合計 pt)
		② pt × セット (合計 pt)
5	特記事項 (自由記載)	※配布~読取可能期限までの期間の、読取状況(ポイント化できている数)の途中経過を確認したい等の場合は、その旨ご記載ください。 例：R8年9月30日までの読取状況リストを10月3日までに商店街の連絡担当者へ送付してほしい。

(注意事項)

- ・ イベントで未配布の「QRコード付カード」がある場合は、直ちに区に返還すること。
- ・ 景品等とするナカパイポイントを配布する際には、景品当選者・謝礼受者に「QRコードの読取期限及び使用期限」の周知を図ってください(配布対象者への案内書類のフォーマットが区にありますので、配布時に併せて渡してください)。
- ・ 読取ポイント額が確定したら、株式会社JTBから商店街あてに請求書を送付します。
 内容確認の上、指定する日までにお振込みください(振込手数料は、商店街負担)
 ※読取ポイント額 … 景品等とするナカパイポイントが、商店街が設定する期限までに、景品当選者・謝礼受者によって読み込まれた額

令和8年度 商店街イベント用ナカパイポイント申請書 (ポイントの配布方法：ギフトコード)

1 申請概要

- ① 商店街名：
 ② イベント名：
 ③ 実施期間：令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
 ④ 連絡担当者：
 ⑤ 住所：
 ⑥ 電話番号：
 ⑦ メールアドレス：

③の実施期間は補助金申請の期間(別紙2)に合わせるのではなく、実際のイベントの実施期間を記載すること。

④連絡担当者は、商店街の代表者でなくても構いません(イベント担当者など)。

⑤~⑦は、④の連絡担当者の情報を記載すること。

⑤の住所は、ナカパイ事務局からの書類(請求書等)が受け取れる住所を記載すること。

2 景品とするナカパイポイントの内容

No	項目 ※ギフトコード	決定事項
1	商店街、受取希望期限	令和 年 月 日 () ※ギフトコードの受取希望期限を記載してください。
2	読取期限	令和 年 月 日 () ※景品当選・謝礼受者が景品等ポイントを 読み取れる 期限です。景品・謝礼ポイントを配布してから、1か月以内の日付で設定してください。
3	使用期限	() 第1 四半期 令和 年 6 月末 () 第2 四半期 令和 年 9 月末 () 第3 四半期 令和 年 12 月末 () 第4 四半期 令和 年 3 月末 ※景品当選・謝礼受者が景品等ポイントを 使用できる 期限です。「景品・謝礼ポイントを配布」後、「6月末、9月末、12月末、3月末(四半期毎の最終月末)」のいずれかから選択してください。 ※ただし、景品・謝礼ポイントの配布日から起算して、最長1年以内の範囲内であること。
4	発注セット数 ※景品等ポイントの発注セット数を記載してください。必要に応じて行追加してください。	① pt × セット (合計 pt) ② pt × セット (合計 pt)
5	特記事項 (自由記載)	※配布~読取可能期限までの期間の、読取状況(ポイント化できている数)の途中経過を確認したい等の場合は、その旨ご記載ください。 例：R8年9月30日までの読取状況リストを10月3日までに商店街の連絡担当者へ送付してほしい。

(注意事項)

- ・ イベントで未配布の「ギフトコード」がある場合は、直ちに区に「該当するギフトコードの番号」をご報告ください。ナカパイ事務局でギフトコードの無効(取込不可にする)処理を行います。
- ・ 景品等とするナカパイポイントを配布する際には、景品当選者・謝礼受者に「ギフトコードの読取期限及び使用期限」の周知を図ってください(配布対象者への案内書類のフォーマットが区にありますので、配布時に併せて渡してください)。
- ・ 読取ポイント額が確定したら、株式会社JTBから商店街あてに請求書を送付します。内容確認の上、指定する日までにお振込みください(振込手数料は、商店街負担)
 ※読取ポイント額 … 景品等とするナカパイポイントが、商店街設定する期限までに、景品当選者・謝礼受者によって読み込まれた額

令和8年度 商店街イベント用ナカパイポイント申請書

(ポイントの配布方法：スタンプラリー(アプリ上で自動付与))

1 申請概要

- ① 商店街名：
 ② イベント名：
 ③ 実施期間： 令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
 ④ 連絡担当者：
 ⑤ 住所：
 ⑥ 電話番号：
 ⑦ メールアドレス：

③の実施期間は補助金申請の期間(別紙2)に合わせるのではなく、実際のイベントの実施期間を記載すること。

④連絡担当者は、商店街の代表者でなくても構いません(イベント担当者など)。

⑤~⑦は、④の連絡担当者の情報を記載すること。

⑤の住所は、ナカパイ事務局からの書類(請求書等)が受け取れる住所を記載すること。

2 景品とするナカパイポイントの内容

No	項目 ※スタンプラリー (アプリ上で自動付与)	決定事項
1	使用期限	() 第1四半期 令和 年6月末 () 第2四半期 令和 年9月末 () 第3四半期 令和 年12月末 () 第4四半期 令和 年3月末 ※景品当選・謝礼受者が景品等ポイントを 使用できる 期限です。「景品・謝礼ポイントを配布」後、「6月末、9月末、12月末、3月末(四半期毎の最終月末)」のいずれかから選択してください。 ※ただし、景品・謝礼ポイントの配布日から起算して、最長1年以内の範囲内であること。
2	発注セット数 ※景品等ポイントの発注セット数を記載してください。必要に応じて行追加してください。	① pt × セット (合計 pt)
		② pt × セット (合計 pt)
3	アプリ表示名称	※景品等ポイントのアプリ上の表示名称を設定してください。
4	スタンプラリー設定内容について	※以下、実施のための必要事項を記載してください。 ・コース名 ・イベントの説明 ・各スポットの場所 ・チェックイン(条件達成)方法 ・各スポットの説明 ・クイズ設定の有無(あればその内容)
5	特記事項(自由記載)	※配布～読取可能期限までの期間の、読取状況(ポイント化できている数)の途中経過を確認したい等の場合は、その旨ご記載ください。 例：R8年9月30日までの読取状況リストを10月3日までに商店街の連絡担当者へ送付してほしい。

(注意事項)

- ・景品等とするナカパイポイントを配布(アプリ上自動付与)する以前までに、景品当選者もしくは謝礼受者に、ポイントの使用期限の周知を図ってください(チラシに記載するなど)。
 - ・自動付与済みポイント額が確定したら、株式会社JTBから商店街あてに請求書を送付します。内容確認の上、指定する日までにお振込みください(振込手数料は、商店街負担)
- ※自動付与済みポイント額 … 景品等とするナカパイポイントが、アプリ上で景品当選者へ自動付与された額

★ 各項目の用語説明（商店街イベント用ナカペイポイント申請書）

1 読取期限

→ 受け取ったQRコードやギフトコードで、ナカペイポイントを読み込む（ポイントを受け取る）ことが可能な期限

「景品・謝礼ポイント配布から起算して1か月以内」の日付 で設定してください。

2 使用期限

→ 読み込んだナカペイポイントで買い物等ができる期限

「景品・謝礼ポイント配布後」～「6月末、9月末、12月末、3月末（四半期毎の最終月末）」のいずれかから選択 してください。

※使用期限は年度をまたいでも問題ありません（＝必ずしも、イベント実施年度内でなくてOKです）。ただし、景品・謝礼ポイントの配布日から起算して、最長1年以内の範囲内であること。

★ 読取・使用期限の途中延長はシステム上の都合により、対応不可となります。

7 景品等とする、ナカペイポイントの購入(発注)後に、商店街が行うこと

以下、**景品等とするナカペイポイントの配布方法**により異なります。

※以下、補助金の事務処理に関することは除く。

(1) QRコード付カードにより配布する場合

① カード裏デザインの確認

デザインの希望有無について、区へご連絡ください。

各イベントで**景品等のナカペイポイントを配布する日の2週間前まで**にお願いします。

【デザイン希望あり】・・・区(商店街支援係)へデザイン案を送付してください。

【デザイン希望なし】・・・その旨、区(商店街支援係)へご連絡ください。

1頁の参考例のようなデザインで作成されます（＝区おまかせ）

② カード表・裏の原稿案の確認（校正1）

上記①での回答を踏まえ、区より、カードの原稿案が送付されます。

カード両面の内容を確認の上、修正の有無について区(商店街支援係)へご連絡ください。

③ カードの受取

上記②にて「修正なし」が確認できた段階で、区で印刷の上「QRコード付カード」を、商店街の担当者にお渡しいたします。

④ カードを配布（景品当選者もしくは謝礼受者へ）

★ 配布方法

・紙媒体のカードで手渡し・郵送により配布する。

配布時「**QRコードの読取期限及び使用期限**」の周知をお願いします。

（配布対象者への案内書類のフォーマットが区にあります）

(2) ギフトコードにより配布する場合

- ① ギフトコードの受取。
区より、メール等により受け取ってください。
※個人情報が含まれるため、ナカペイ事務局ではなく区よりお送りします。
- ② ギフトコードを配布（景品当選者もしくは謝礼受者へ）
★ 配布方法
 - ・紙に転記して、手渡し・郵送等により配布する。
 - ・ギフトコードのデータをメールやLINE等で送付する。

配布時「ギフトコードの読取期限及び使用期限」の周知をお願いします。

(配布対象者への案内書類のフォーマットが区にあります)

(3) スタンプラリー（自動付与）により配布する場合

スタンプラリーの運用方法(※3、4p参照)について、区及びナカペイ事務局と協議を行う。

※実施を希望される場合は、準備に要する期間を考慮し、スケジュールに余裕をもって区に事前連絡をお願いします（各イベント開始日の最低3か月以上前まで）

スタンプラリーの場合は、条件をクリアしたポイント付与対象者に、アプリ上でナカペイポイントが自動付与されるため、商店街において、前述(1)QRコード付カード、(2)ギフトコードの記載にあるような、ポイント配布の手間はかかりません。

8 景品等とする、ナカペイポイントの精算(支払い)方法

- ★ 商店街からナカペイ事務局へ支払いを行ってください。
ナカペイ事務局から、商店街に対し、請求書（景品等ポイント購入に係る）が発行されますので、請求金額確認の上、口座振込によりお支払いください。
支払完了すると、ナカペイ事務局より商店街に対し、領収書が送付されます。
※補助金（商店街チャレンジ戦略支援事業）の実績報告の際、
景品等とした、ナカペイポイント購入に係る「領収書+請求書」が必要になりますので、送付された書類は大事に保管してください。

請求対象は「読取ポイント（景品・謝礼受者によって、商店街が設定する読取期限内に読み取られたポイント）」です。

9 補助事業上の取扱いについて（商店街チャレンジ戦略支援事業）

（1）補助対象

→ 読取ポイント

（商店街が設定する読取期限までに対象者に読み取られたポイント額）

（2）補助率、補助限度額

【1】補助率

一般のイベント事業の場合、景品等とするナカペイポイントに係る経費と、それ以外の経費（ナカペイに関係のない経費）で、補助率が異なります。ご注意ください。

（ア）一般のイベント事業の場合

▼ 補助対象経費が 150万円以下の場合

- ① 景品等とするナカペイポイントに係る経費
→ 5/6（都 1/2、区 1/3）
- ② 上記以外の経費（＝ナカペイに関係のない経費）
→ 2/3（都 1/2、区 1/6）

▼ 補助対象経費が 150万円超えの場合

- ① 景品等とするナカペイポイントに係る経費
→ 5/6（都 1/3、区 1/2）
- ② 上記以外の経費（＝ナカペイに関係のない経費）
→ 2/3（都 1/3、区 1/3）

上乘せ補助！

（イ）上記「一般のイベント事業」以外の事業の場合（組織活力向上支援事業、等）

→ 通常通り（概要版マニュアル2、3頁に記載の補助率に準ずる）。

【2】補助限度額

全事業メニュー通常通り（概要版マニュアル2、3頁に記載の補助限度額に準ずる）。

※その他注意点（景品のみ）

景品として、ナカペイポイントを配布する場合、以下の額は補助対象外となります。

- 景品総額 90万円を超えた額
- 当選者1名あたりの景品単価 1万円を超えた額

※ただし、上記がクリアできていても、前提として「不特定多数の方に事前周知されていない」ものは **補助対象外** となるので注意！！

(3) **追加で必要な書類** (通常ナカペイ活用なしのイベントと比較して)

【1】 交付申請時

なし

※ただし、一般のイベント事業の場合、「別紙」と「経費別明細」について、通常の様式と異なりますので、ご注意ください。
記載例は、16～18頁をご覧ください。

【2】 実績報告時

あり

→ 景品等とするナカペイポイント購入に係る「**領収書・請求書**」

※ただし、一般のイベント事業の場合、「別紙2」と「経費別明細」について、通常の様式と異なりますので、ご注意ください。
記載例は、19～21頁をご覧ください。

※その他、補助金の手続きとして、以下は通常と同じく必要になります。

① **景品払出表 兼 景品受払簿**

② 実績報告に添付する**写真**

○ **「QRコード付カード」で配布した場合**

カードの表・裏を写した写真を提出してください。

※カードはA4・1枚に10枚印刷されており、渡す際には1枚1枚切り外しが必要です（ミシン線が入っており、手で切り離せません）。
写真は、切り離す前に撮っておくと楽です。

○ **「ギフトコード」で配布した場合**

紙媒体に転記して配布した場合：紙媒体の写真（ギフトコードが確認できるもの）
電子（メール等）で配布した場合：送信画面のスクリーンショット等

○ **「スタンプラリー(自動付与)」で配布した場合**

不要（アプリ上でのデータをナカペイ事務局が用意します）

※読取ポイントに関する数値データは、ナカペイ事務局より商店街に送付されると同時に、区へも送付されます。
そのため、実績報告時に商店街から区へこの数値データを根拠書類として提出する必要はありません。

(4) **追加で必要な経費** (通常ナカペイ活用なしのイベントと比較して)

・ 景品等のナカペイポイント購入費（振込手数料含む）

・ 発送（郵送）費

※景品等のナカペイポイントを紙媒体で配布する場合（「QRコード付カード」、「ギフトコード」が考えられます。）

・ その他（必要に応じて）

1 0 ナカペイポイントの使用可能店舗

ナカペイポイントの使用にあたっては、イベントを実施した商店街内の店舗に限るなど、特定の店舗やエリアに限定することはできません。

そのため、ナカペイ加盟店であれば区内のどこの店舗でも使えるものになります。

とはいえ、せっかく景品等として発行するものなので、自らの商店街で使用してもらいたいものです。そこでナカペイ専用ホームページにご希望に応じて商店街ごとのナカペイ加盟店マップを掲載しています。まだ掲載していない商店街は、区担当にご相談ください。

また、景品等を渡す際に「当該イベント実施商店街内のナカペイ加盟店舗を紹介する一覧など」を併せて対象者に渡し、商店街内での使用を促すご協力をさせていただきます。

1 1 その他

(1) お知らせ機能の活用

ナカペイのアプリ上で、アプリ利用者向けに様々な情報発信ができる機能のことです。

「商店街」からのお知らせも発信することができます。

ナカペイを活用した商店街イベント情報は、積極的に発信していきます。

(2) ナカペイ取扱店の加盟推進

ナカペイを活用した商店街イベントを行うにあたっては、商店街内にナカペイの取扱加盟店が多い方がイベントとして盛り上がります。

商店街内にナカペイ加盟店になっていただける店舗がある場合は、区もしくはナカペイ事務局の職員がご説明に伺います。ぜひご紹介ください。

(3) 商店街への実績データの共有について（読取・使用）

読取実績：集計が完了次第、ナカペイ事務局より商店街に直接データを共有します。

使用実績：共有不可

(4) 用語補足

① 発注ポイント額 … JTB へ発注するポイント額（JTB→商店街への請求額×）。

② 読取ポイント額 … 発注ポイントのうち、商店街が設定する読取期限までに、読取された景品等ポイント額（JTB→商店街への請求額○）

③ 使用ポイント額 … 読取ポイントのうち、商店街が設定する使用期限までに、使用された景品等ポイント額

II 質疑応答集（ナカペイに関して）

Q1 ナカペイポイントの配布方法には何があるか。

以下、3種類方法があります。

- ① QRコード付カード
- ② ギフトコード
- ③ アプリ上での自動付与（スタンプラリーのみ）

Q2 補助金申請後に、景品等をナカペイに変更できるか。

原則、不可としますが、念のため当区（産業振興課商店街支援係）までご相談ください。

予算の状況や、必要なポイント数、商店街にポイントを配布する日までに1か月以上猶予があるなど、状況によっては、対応できる可能性があります。

※補助額は交付決定額を上限とします。

Q3 イベント事業の景品（記念品）としてデジタル地域通貨・商品券等は認められるか。

認められます。

中野区デジタル地域通貨（ナカペイ）は、**当選者や謝礼受者に配布され、読み取られた時点（アプリ上にポイントが入った時点）**で、**補助対象**となります。

※中野区内共通商品券（なかのハート商品券）と同じ取扱いです。

その他、基本情報は以下のとおり。

- ①商店街が発行するデジタル通貨・商品券等
紙で発行する商店街商品券と同等、期限を定めて商店街の会員店舗で換金された分のみ、補助対象となります。
- ②区市町村が発行するデジタル通貨・商品券等
 - 利用期限が無期限の場合
紙の区市町村内商品券と同様に、当選者に配布された時点で補助対象となります。
 - 利用期限がある場合
期限を定めて換金された分のみ補助対象となります。
- ③全国的・汎用的なデジタル通貨
 - 利用期限が無期限の場合
期限内に換金されなかった分は現金と同等の扱いになるため、補助対象外となります。
※期限を定めて換金された分のみ補助対象です。
 - 利用期限がある場合
失効した際に、区市町村や商店街、連合会等の歳入とならなければ、補助対象となります。
※区や商店街、連合会等の歳入になる場合は、期限を定めて換金された分のみ補助対象です。

Ⅲ 記入例・作成例集

中野区デジタル地域通貨（ナカペイ）を活用した商店街イベントにて、「一般のイベント事業（補助事業メニュー）」を活用する場合、以下赤字様式が異なります。次頁以降の記入例をご覧ください。
※赤字以外の書類については、「[イベント事業\(マニュアル本冊\)](#)」をご覧ください。

1 申請書類

- ① 交付申請書
- ② 別紙
- ③ 事業費経費別明細
- ④ 経費按分表 ※共催事業のみ提出
- ⑤ 構成員名簿 ※若手・女性支援、女性活躍推進事業のみ提出
- ⑥ その他、必要に応じて（見積書等）

2 変更申請書類

- ① 変更等承認申請書

3 実績報告書類

- ① 実績報告書
- ② 別紙2
- ③ 事業費経費別明細
- ④ 経費按分表 ※共催事業のみ提出
- ⑤ その他、書類
 - ⑤-1 現金出納簿
 - ⑤-2 景品（記念品）払出表
 - ⑤-3 景品受払簿

 - ⑤-3 商店街商品券換金簿
 - ⑤-4 その他台帳（貸金台帳、備品台帳、謝礼台帳）
 - ⑤-5 売上等報告書、協賛金関係書類
 - ⑤-6 請求書
 - ⑤-6 その他、必要に応じて（見積書等）

【1-②申請/記入例】 別紙 (ナカペイ×一般のイベント事業)

別紙

1-1

区市町村商店街振興事業名 中野区商店街チャレンジ戦略支援事業

1 事業名
△夏祭りセール
【始期】ポスター等で周知しているイベント開始日とすること。

2 商店街名 (会員数 42 人)
△商店街振興組合

3 実施期間 (景品等交換・換金期限を含む。)
 令和●年7月3日 から 令和●年8月10日 まで
【終期】景品を商店会商品券にした場合は、換金期限終了日を実施期間の終期とすること。景品発送がある場合は、その最終発送日。

4 実施場所
△商店街振興組合街区内

5 事業の具体的な内容
何を実施するのか具体的に記入すること。

中元の時期に合わせてセールを実施するとともに、集客効果を高めるため以下の事業を実施する。
 ①チラシ6,000枚を印刷し、新聞折り込み及び会員店舗にて配布する。商店街会員店舗でのお買物1,000円に付き抽選券1枚を配布する。【周知費用】
 ②セール最終日(7月16日予定)には、夏祭り会場(街区内)でステージイベントを行い、町会会館(街区内)で抽選会を開催する。ステージの設営撤去(音響照明等設備のレンタルを含む)費用、町会会館使用料が発生する。【会場設営費】
 ③抽選会の景品は、ペア旅行券(1万円超は対象外)、中野区デジタル地域通貨(ナカペイ)、商店街商品券を用意する。【景品購入費】
 ④7月16日(予定)に商店街路を通行止めにして、夏祭り(ステージイベント)を開催し、当日の来場者に先着で商店街名入りうちわを配布する。【記念品購入費】
 ⑤ステージイベント出演団体(サンパ団体、和太鼓団体)への出演料を予定している。【出演料】
 ⑥模擬店を実施し、かき氷を1個100円で販売する。また、商店街商品券印刷、保険、ゴミ処理手数料、道路使用許可手数料、写真現像代、振込手数料が発生する見込み。このほか、抽選会補助としてアルバイト活用の経費、会場手伝い謝礼(中野区デジタル地域通貨(ナカペイ))を予定している。【その他諸経費】

※スケジュール(予定) セール期間:7月3日~7月16日、夏祭り及び抽選会:7月16日、商店街商品券の使用期限:7月31日、使用された商品券の換金期限:8月10日

※収益事業の有無 有・無 (有の場合、具体的な内容を記入)
 かき氷を販売 100円×500名=50,000円

※景品の有無 有・無 (有の場合 売上げ予定総額 1,764,000円)
 42店舗×14日×3,000円=1,764,000円

景品・記念品については、何を用意するのか具体的に記載すること。(予定でOK)

6 期待される効果
 ボーナスや中元の時期を商売の絶好の機会と捉えた事業であり、また、夏祭りを開催することで商店街が地域の皆さまとの交流とふれあいの場として発展していくことも期待できる。併せて商店街が活性化することにより、商店街組織力の向上も期待できる。

(目標来街者数 10,000 人)

7 経費(単位:円)

経費区分	総事業費 (a)	対 象 外 経 費		
		対象経費(b)	対象経費(b) ナカペイ分	対 象 外 経 費
周知費用	62,425	62,425	0	0
会場設営費	260,000	260,000	0	0
景品購入費	51,400	20,000	20,000	11,400
記念品購入費	200,000	200,000	0	0
出演料	100,000	100,000	0	0
その他諸経費	64,650	53,950	10,700	0
計	738,475	696,375	30,700	11,400

(商店街負担額の内訳)

区 分	金 額 (e)
積立金	249,475
負担金	
借入金	
その他	
計	249,475

*交付申請時は、総事業費から収益を差し引く必要はありません。

太枠の「都補助額(c)」と「区補助額(d)」の合計金額=交付申請額
 本記載例の場合、489,000円

	総事業費 (a)	補助対象経費 (b)	都補助額 (c)	区市町村補助額 (d)	商店街負担額 (e = a - c - d)
A+B	738,475	727,075	① 1/2 363,000	④ 赤字合計 126,000	249,475
※以下、内訳					
A(ナカペイ以外)	707,775	696,375	② 1/2 348,000	⑤ 1/6 116,000	243,775
B(ナカペイ)	30,700	30,700	③ 15,000	⑥ 1/3 10,000	5,700

★補足1 参照

*間接補助事業毎に、本表複写の上記載すること。

*●中野区産第●号起案(特別規定第●条)により、今年度の特例として、当該事業における中野区デジタル地域通貨「ナカペイ」にかかる経費の補助率は、5/6(都1/●、区1/●)としている。

★補足2 参照

【★補足1】補助率 ※一般のイベント事業

★「左頁の記載例」の事業では、**総事業費が150万円以下の事業**のため、

- A (ナカペイ以外) は「2/3 (都**1/2**、区**1/6**)」
B (ナカペイ) は 「5/6 (都**1/2**、区**1/3**)」となる。

★ もしも、**総事業費が150万円超えの事業の場合**は、都と区の補助率がそれぞれ、**上記★とは逆**になるため注意!!

- A (ナカペイ以外) は「2/3 (都**1/3**、区**1/3**)」
B (ナカペイ) は 「5/6 (都**1/3**、区**1/2**)」

※いずれも千円未満切り捨て

【★補足2】補助額の算出方法 (総事業費が150万円以下の「左頁の記載例」について説明)

- ① **都の補助額合計 (c)** を算出。
→ 補助対象経費727,075円×1/2=363,537.5≒363,000円
- ② **A(ナカペイ以外)とB(ナカペイ)の都補助額 (c)** をそれぞれ算出。
→ 【A】 補助対象経費696,375円×1/2=348,187.5円≒348,000円
【B】 補助対象経費 30,700円×1/2= 15,350円≒ 15,000円
- ③ **A(ナカペイ以外)とB(ナカペイ)の区の補助額 (d)** を算出。
→ 【A】 464,000円 (Aの補助額計: 補助対象経費696,375円×2/3=464,250円≒464,000円)
— 348,000円 (上記②で算出したAの都補助 (c) の額) =116,000円
【B】 25,000円 (Bの補助額計: 補助対象経費30,700円×5/6=25,583.3…≒25,000円)
— 15,000円 (上記②で算出したBの都補助 (c) の額) =10,000円
- ④ **区の補助額合計 (d)** を算出。上記③で算出したAとBそれぞれの区補助額の合計を記載する。
→ A116,000+ B10,000=126,000円

※いずれも千円未満切り捨て

【1-③申請/記入例】 事業費経費別明細 (ナカペイ×一般のイベント事業)

事業費経費別明細 (イベント事業名: □△夏祭りセール)

		商店街名		□△商店街振興組合			(単位:円)
経費名称	数量	単価	金額	補助対象経費 (ナカペイ分以外)	補助対象経費 (ナカペイ分)	補助対象外経費	備考
【周知費用】							
チラシ印刷代	6,000	4.8	28,800	28,800	0	0	デザイン費込み A4カラー両面
チラシ新聞折込代	5,000	4.725	23,625	23,625	0	0	
抽選券印刷代	5,000	2	10,000	10,000	0	0	デザイン費込み
小計			62,425	62,425	0	0	
【会場設営費】							
抽選会場使用料	1	10,000	10,000	10,000	0	0	町会会館を借用
ステージ設営・撤去費一式 (設備レンタル含む)	1	250,000	250,000	250,000	0	0	音響照明等設備レンタル含む
小計			260,000	260,000	0	0	
【景品購入費】							
ペア旅行券	1	21,400	21,400	10,000	0	11,400	1万円超分対象外
中野区デジタル地域通貨 (ナカペイ)	2	10,000	20,000	0	20,000	0	10,000ポイント×2名分
商店街商品券換金分	20	500	10,000	10,000	0	0	500円券×20名様
小計			51,400	20,000	20,000	11,400	
【記念品購入費】							
うちわ(商店街名入り)	1,000	200	200,000	200,000	0	0	
小計			200,000	200,000	0	0	
【出演料】							
イベント出演料	2	50,000	100,000	100,000	0	0	サンバ団体、和太鼓団体を予定
小計			100,000	100,000	0	0	
【その他諸経費】							
氷	1	15,000	15,000	15,000	0	0	かき氷用
シロップ	10	300	3,000	3,000	0	0	かき氷用
カップ・スプーン	500	6.7	3,350	3,350	0	0	かき氷用
商店街商品券制作費	20	409.5	8,190	8,190	0	0	
賠償責任保険・傷害保険料	1	2,000	2,000	2,000	0	0	
ごみ処理手数料	1	10,000	10,000	10,000	0	0	
道路使用許可手数料	1	2,100	2,100	2,100	0	0	
記録写真現像代	1	2,000	2,000	2,000	0	0	
振込手数料 (その他)	2	880	1,760	1,760	0	0	
振込手数料 (景品ナカペイの支払いに係る)	1	700	700	0	0	700	
アルバイト賃金	5	1,310	6,550	6,550	0	0	抽選会場手伝い
謝礼	2	5,000	10,000	0	10,000	0	イベント全体サポート ※中野区デジタル地域通貨 (ナカペイ) 5,000ポイント×2名分
小計			64,650	53,950	10,700	0	
経費区分 計			金額	補助対象経費	補助対象経費 (ナカペイ分)	補助対象外経費	備考
周知費用			62,425	62,425	0	0	
会場設営費			260,000	260,000	0	0	
景品購入費			51,400	20,000	20,000	11,400	
記念品購入費			200,000	200,000	0	0	
出演料			100,000	100,000	0	0	
その他諸経費			64,650	53,950	10,700	0	
合計			738,475	696,375	30,700	11,400	

1個当たり1万円以上(税込)の景品は、受払簿(当日時、景品名が記載されているもの)がない場合は全額補助対象外となります。

【景品上限】 単価: 1万円
総額: 90万円

《アルバイト賃金の注意事項》
 *時間単価は最低賃金を下回らないこと。
 (令和7年10月3日より1,226円。最新情報を確認する)
 *補助対象となるのは、単価1,310円以下部分まで。
 *商店街関係者及び同居する親族(同一生計)にアルバイト賃金を支払うことはできません。
補足事項
 行事協力者に対する謝礼についても、商店街関係者及び同居する親族(同一生計)に対して支払うことはできません。

*記載欄不足の場合は、適宜行を挿入し記載すること。

*間接補助事業毎に、本表複写の上記載すること。

【3-②実績/記入例】 別紙2 (ナカペイ×一般のイベント事業)

別紙2 1-1

区市町村商店街振興事業名 中野区商店街チャレンジ戦略支援事業

1 事業名
△夏祭りセール
【始期】ポスター等で周知している

2 商店街名
△商店街振興組合

3 実施期間(景品等交換・換金期限を含む。)
 令和 ● 年 7 月 3 日 から 令和 ● 年 8 月 20 日 まで
【終期】景品を商店街商品券にした場合は、換金期限終了日を実施期間の終期とすること。景品発送がある場合は、その最終発送日。

4 実施場所
△商店街振興組合内

5 事業の具体的な内容
申請した実施期間から3ヵ月を超えて期間が変更になる場合、変更届を提出すること。

中元の時期に合わせてセールを実施するとともに、集客効果を高めるため以下の事業を実施した。

- ①チラシ6,000枚を印刷し、新聞折り込み(5,000枚)と会員店舗(1,000枚)にて配布した。商店街会員店舗でのお買物1,000円に付き抽選券1枚を配布した。(抽選券は5,000枚印刷、全数配布。)【周知費用】
- ②セール最終日の7月16日に商店街区の道路を通行止めにして、夏祭り(ステージイベント)を行い、町会会館で抽選会を開催した。ステージの設営撤去(音響照明等設備のレンタルを含む)費用、町会会館使用料が発生した。【会場設営費】
- ③抽選会の景品は、1等：ペア旅行券1本(1万円超対象外)、2等：中野区デジタル地域通貨(ナカペイ)10,000ポイントで2名様分用意・配布した(読取期限内に読み取られなかったポイントは対象外)。3等は商店街商品券(商店街商品券の使用期限は7月31日、換金期限は8月20日。)商店街商品券換金分15枚対象、未換金分5枚対象外。【景品購入費】
- ④7月16日の夏祭り(ステージイベント)の来場者に先着で商店街名入りうちわを766名(個)に配布した。(未配布234個分は対象外)。【記念品購入費】
- ⑤ステージイベントでは夏らしいサンパの踊りと和太鼓ライブを開催し、大変好評だった。【出演料】
- ⑥模擬店を実施し、かき氷を1個100円で500名に販売した。その他、商店街商品券の制作費(全数配布)、賠償責任保険料、ゴミ処理手数料、道路使用許可手数料、記録写真代、各種振込手数料が発生した。また、抽選会場の手伝いとしてアルバイトを活用し、イベント全体のサポートのための謝礼(近隣町会)が発生した。【その他諸経費】

※収益事業の有無 有 ・ 無
 「かき氷1個100円」の販売による収益：100円×500個=50,000円

※景品の有無 有 ・ 無 (有の場合 売上げ予定総額 1,764,000円
 42店舗×14日×3,000円=1,764,000円)

「事業の具体的な内容」については、申請時に計画した中身と照らし合わせて、実施内容を具体的にご記載ください。また、「事業費経費別明細」に計上している項目はすべて記入しましょう。

6 事業実施後の効果
 ボーナスタイムや中元の時期でもあるためか、セール参加店での売上げは通常の1.5倍程度あり、地域での評判も大きかった。また、夏祭り(ステージイベント)の開催は家族連れでの来場も多く、商店街活動の認知度向上に加え、地域の交流とふれあいの場としての発展にも寄与する取組みとなった。

(来街者数 10,000 人)

7 経費(単位:円)

経費区分	総事業費 (交付申請時)	総事業費(a) (実績報告時)	対象経費			増減の主な理由
			(b)	(b) (ナカペイ分)	(c)	
周知費用	62,425	62,925	62,925	0	0	記入漏れに注意!
会場設営費	260,000	219,000	219,000	0	0	
景品購入費	51,400	51,400	17,500	10,000	23,900	
記念品購入費	200,000	150,000	114,900	0	35,100	
出演料	100,000	100,000	100,000	0	0	
その他諸経費	64,650	66,270	53,480	10,700	2,090	
計	738,475	649,595	567,805	20,700	61,090	
売上・収入等(f)		80,000				

*増減の主な理由欄は、総事業費が2割以上増減した場合に記載

(収益事業の内容)		(商店街負担額の内訳)	
内 容	金 額	区 分	金 額 (e)
協賛金	30,000	積立金	208,595
模擬店のかき氷の販売	50,000	負担金	100,000
計 (f)	80,000	借入金	
		その他	
		計	308,595

太枠の「都補助額(c)」と「区補助額(d)」の合計金額=助成額
 本記載例の場合、341,000円
 ※交付申請時の額が補助上額となるため注意!

	総事業費 (a)	補助対象経費 (b - f)	都補助額 (c)	区市町村補助額 (d)	商店街負担額 (e = a - c - d)
A+B	649,595	508,505 <small>※(b)588,505-(f)80,000</small>	254,000 <small>1/2</small>	87,000 <small>赤字合計</small>	308,595
※以下、内訳					
A(ナカペイ以外)	618,895	490,605 <small>※(b)567,805-(f)77,200</small>	245,000 <small>1/2</small>	82,000 <small>1/6</small>	291,895
B(ナカペイ)	30,700	17,900 <small>※(b)20,700-(f)2,800</small>	9,000 <small>1/2</small>	5,000 <small>1/3</small>	16,700

*間接補助事業毎に、本表複写の上記載すること。
 *●中区産第●号起案(特別措置実施基準第●条)により、今年度の特例として、当該事業における中野区デジタル地域通貨「ナカペイ」にかかる経費の補助率は5/6(都1/●、区1/●)としている。

通常、Aの都補助額は補助対象経費567,805×1/2=283,902.5⇒283,000(千円未満切り捨て)となりますが、全体の都補助額294,000が正となるため、AとBの都補助金額合計値との差額1,000円を、内訳のA・Bどちらか千円未満の端数で調整します。

【★補足1】補助率 ※一般のイベント事業

★「左頁の記載例」の事業では、**総事業費が150万円以下の事業**のため、

→ A (ナカペイ以外)は「2/3 (都1/2、区1/6)」
B (ナカペイ)は 「5/6 (都1/2、区1/3)」となる。

★もしも、**総事業費が150万円超の事業の場合**は、都と区の補助率がそれぞれ、**上記★とは変わるため注意!!**

→ A (ナカペイ以外)は「2/3 (都1/3、区1/3)」
B (ナカペイ)は 「5/6 (都1/3、区1/2)」

★交付申請時と実績時で、**補助率は変えずに計算**します!!

(例) 交付申請時は総事業費150万円以下で、実績時に総事業費が150万円を超えてしまった場合
→ ”総事業費150万円以下の補助率”で、実績を計算します。

※いずれも千円未満切り捨て

【★補足2】補助額の算出方法 (総事業費が150万円以下の「左頁の記載例」について説明)

- ① **補助対象経費 (b-f)** を算出。※売上・収入等がなければ、(f) は0。
→ A + B : (b) 補助対象経費588,505 (A567,805 + B20,700) 円 - (f) 売上収益80,000円 = 508,505円
A : (b) 補助対象経費567,805円 - (f) 売上収益77,200 (総額80,000円の**96.5%**) 円 = 490,605円
B : (b) 補助対象経費20,700円 - (f) 売上収益2,800 (総額80,000円の**3.5%**) 円 = 17,900円

※**青字 (売上・収入等のA・Bそれぞれの割合)** は、補助対象経費総額588,505に対する、A・Bそれぞれの補助対象経費 (A567,805 + B20,700) の割合で積算する。
- ② **都の補助額合計 (c)** を算出。
→ 補助対象経費508,505円 \times 1/2 = 254,252.5 \div 254,000円
- ③ **A(ナカペイ以外)とB(ナカペイ)の都補助額 (c)** をそれぞれ算出。
→ 【A】 補助対象経費490,605円 \times 1/2 = 245,302.5円 \div 245,000円
【B】 補助対象経費 17,900円 \times 1/2 = 8,950円 \div 9,000円 (端数調整)
- ④ **A(ナカペイ以外)とB(ナカペイ)の区の補助額 (d)** を算出。
→ 【A】 327,000円 (Aの補助額計: 補助対象経費490,605円 \times 2/3 = 327,070円 \div 327,000円)
- 245,000円 (上記③で算出したAの都補助 (c) の額) = 82,000円
【B】 14,000円 (Bの補助額計: 補助対象経費17,900円 \times 5/6 = 14,916.6... \div 14,000円)
- 9,000円 (上記③で算出したBの都補助 (c) の額) = 5,000円
- ④ **区の補助額合計 (d)** を算出。上記④で算出した**AとBそれぞれの区補助額の合計**を記載する。
→ A82,000 + B5,000 = 87,000円

【3-③実績/記入例】 事業費経費別明細 (ナカペイ×一般のイベント事業)

事業費経費別明細 (イベント事業名: □△夏祭りセール)								
領収書番号を付けてください。		商店街名	□△商店街振興組合					
No.	経費名称	数量	単価	金額	補助対象経費	補助対象経費 (ナカペイ分)	補助対象外経費	備考
【周知費用】								
1	チラシ印刷代	6,000	4.3	25,800	25,800	0	0	A4カラー両面デザイン費込み全数使用
2	チラシ新聞折込代	5,000	4.725	23,625	23,625	0	0	
3	抽選券印刷代	5,000	2.7	13,500	13,500	0	0	デザイン費込み全数配布
	小計			62,925	62,925	0	0	
【会場設営費】								
4	抽選会場使用料	1	10,000	10,000	10,000	0	0	町会会館を借用
5	ステージ設営・撤去費一式 (設備レンタル含む)	1	209,000	209,000	209,000	0	0	音響照明等設備レンタル含む
	小計			219,000	219,000	0	0	
【景品購入費】								
6	ペア旅行券	1	21,400	21,400	10,000	0	11,400	1万円超分対象外
7	中野区デジタル地域通貨 (ナカペイ)	2	10,000	20,000	0	10,000	10,000	10,000ポイント×2名分※読取期限内に当選者に読み取られたポイント分。
8	商店街商品券換金分	20	500	10,000	7,500	0	2,500	500円券×20名分※換金分15枚対象、未換金分5枚対象外
	小計			51,400	17,500	10,000	23,900	
【記念品購入費】								
9	うちわ(商店街名入り)	1,000	150	150,000	114,900	0	35,100	※未配布234個分対象外 (150円×234個=35,100)
	小計			150,000	114,900	0	35,100	
【出演料】								
10	イベント出演料	2	50,000	100,000	100,000	0	0	サンバ団体、和太鼓団体
	小計			100,000	100,000	0	0	
【その他諸経費】								
11	氷	1	13,800	13,800	13,800	0	0	かき氷用
12	シロップ	10	189	1,890	0	0	1,890	かき氷用 ※書類不備のため、補助対象外
13	カップ・スプーン	500	6.6	3,300	3,300	0	0	かき氷用
14	商店街商品券制作費	20	410	8,190	8,190	0	0	全数配布
15	賠償責任保険料	1	3,890	3,890	3,890	0	0	
16	ごみ処理手数料	1	12,000	12,000	12,000	0	0	
17	道路使用許可手数料	1	2,100	2,100	2,100	0	0	
18	記録写真代	1	1,890	1,890	1,890	0	0	
19	振込手数料 (その他)	2	880	1,760	1,760	0	0	
20	振込手数料 (景品ナカペイの支払いに係る)	1	700	700	0	700	0	
21	アルバイト賃金	5	1,350	6,750	6,550	0	200	抽選会場手伝い ※1,310円を超える額は補助対象外
22	謝礼	2	5,000	10,000	0	10,000	0	イベント全体サポート ※中野区デジタル地域通貨 (ナカペイ) 5,000ポイント×2名分
	小計			66,270	53,480	10,700	2,090	
経費区分 計				金額	補助対象経費	補助対象経費 (ナカペイ分)	補助対象外経費	備考
周知費用				62,925	62,925	0	0	
会場設営費				219,000	219,000	0	0	
景品購入費				51,400	17,500	10,000	23,900	
記念品購入費				150,000	114,900	0	35,100	
出演料				100,000	100,000	0	0	
その他諸経費				66,270	53,480	10,700	2,090	
合計				649,595	567,805	20,700	61,090	

*記載欄不足の場合は、適宜行を挿入し記載すること。

*間接補助事業毎に、本表複写の上記載すること。

領収書番号を付けてください。

景品の単価上限は、1万円です。総額では、90万円が上限となります。

1個当たり1万円以上(税込み)の景品は、受払簿(当選日時、景品名が記載されているもの)がない場合は、補助対象外となります。

《アルバイト賃金の注意事項》
*時間単価は最低賃金を下回らないこと。(令和7年10月3日より1,226円。最新情報を確認する)
*補助対象となるのは、単価1,310円以下部分まで。
*商店街関係者及び同居する親族(同一生計)にアルバイト賃金を支払うことはできません。

補足事項
行事協力者に対する謝礼についても、商店街関係者及び同居する親族(同一生計)に

アルバイト賃金は時間単価を記載してください

経費区分はこの6つのみです。新たな経費区分を作らないでください。

【問合せ先】

○ 商店街ナカペイイベント、チャレンジ戦略支援事業について

中野区 区民部 産業振興課 **商店街支援係**

☎ 03-3228-5591

E-mail syogyo@city.tokyo-nakano.lg.jp

○ 加盟店情報等、中野区デジタル地域通貨「ナカペイ」について

① 中野区 区民部 産業振興課 **地域経済活性化係**

☎ 03-3228-5707

E-mail chiikikeizaikasseika@city.tokyo-nakano.lg.jp

② **ナカペイ事務局（株式会社JTB）**

☎ 03-6743-2481（コールセンター）

※当該冊子中、「ナカペイ事務局」とあるのは、「株式会社JTB」を指します。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。